

「食文化機運醸成事業」委託実施要項

令和8年4月20日
文化庁次長決定

1. 趣旨

文化庁では、令和3年文化審議会文化政策部会食文化ワーキンググループ報告書「今後の食文化振興の在り方について ～日本の魅力ある食文化を未来につなげるために～」に基づき、食文化振興を推進している。

本事業は、地方公共団体、関連団体等と連携した多様な食文化の認知度向上・ブランド価値向上及び食文化振興の加速化と地域活性化等の好循環の形成を目的とする。

2. 委託業務の内容

別に定める仕様書に基づき、下記（１）又は（２）の事業を実施する。

- （１）多様な食文化の認知度向上・ブランド価値向上に向けた「100年フード」及び「食文化ミュージアム」の取組
- （２）食文化振興の加速化と地域活性化等の好循環の形成に向けた、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき指定・登録された無形文化財等の食文化の情報発信及び食文化の担い手確保につなげる取組

3. 委託業務の委託先

2の委託先業務の委託先は、日本の食文化に関して相当の知識を有し、本事業に必要な情報提供や連絡調整を円滑に行うことができ、下記（１）から（４）の要件を全て満たす法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

- （１）定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- （２）団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- （３）自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- （４）団体等の活動の本拠として事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託契約締結日から業務が完了した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- （１）委託を受けようとする団体等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- （２）文化庁は、上記（１）により提出された業務計画書等の内容を検討し、適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、当該団体等に対し業務を委託する。

6. 委託費

- （１）文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- （２）文化庁は、団体等が委託契約書の定め違反し、又は委託業務の遂行が困難であると認めた場合、委託契約を解除し、又は委託経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 本事業の一部を再委託する場合は、文化庁の承認を受けなければならない。

8. 業務完了（廃止）の報告

委託を受けた団体等は、業務が完了したとき又は、契約を解除又は廃止したときは、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了の日又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について、必要に応じて現地調査を行い、その内容が適当であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託を受けた団体等に通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定した委託に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、委託を受けた団体等における業務の実施が本事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託を受けた団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けた団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成20年2月1日付け文化庁次長決定）に定めるところによる。

附 則（令和8年4月20日付け）

食文化振興加速化事業委託実施要項（令和6年2月26日文化庁次長決定）は、廃止する。なお、食文化振興加速化事業委託実施要項の規定に基づいてなされた手続その他の行為は、この要項の相当規定に基づいてなされたものとみなす。